不動産特定共同事業法の一部を改正する法律

不動産特定共同事業法 (平成六年法律第七十七号) の一部を次のように改正する。

「第四章の二 特例事業者(第四十条の二)

第五章 不動産特定共同事業協会(第四十一条—第四

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、 第六章 雑則 (第四十 -四条 第五 十一 条)

第七章 罰則(第五十二条—第五十九条)

第八章 没収に関する手続等の特例(第六十条―第十

第五章 小規模不動産特定共同事業者

第一節 登録 (第四十一条—第四十九条)

第二節 業務 (第五十条)

第三節 監督 (第五十一条—第五十七条)

第六章 特例事業者 (第五十八条)

十三条)

を 第七 章 適格 特例投資家限定事業者 (第五十九条—第六十一条)

に改める。

第八章 不動 産特定共同事業協会 (第六十二条-第六十四条)

十二条)」

第九章 雑則 (第六十五条—第七十六条)

第十章 罰則(第七十七条—第八十七条)

第一条中「許可制度」を「許可等の制度」に改める。

第十一

章

没収

に関す

る手

· 続 等

 \mathcal{O}

特例

(第八十八条

第九十条)」

第二条第 項 中 第 八章」 を 第 + 章 に改 め、 同 条第四 項第二号中 「掲げる ŧ の の 下 に 「 及 び

特 例 投資家 限 定 事 業者と適 格 特例 投資家との 間 \mathcal{O} 不 動 産 特 定 共 同 事 事業契約 に に係るも (T) を加 え、 同 条第 八 項

を同 条第十二項とし、 同 条第七 項中 第四 于 条の二第二項」を 「第五十八条第二 項」 に改め、 同 項を同 条第

九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 この法律に おいて 適 格 特例投資家限定事業」 とは、 第 四 項第一 号に掲げる行為で業として行うもので

あ って、 適 格 特例 投資家の みを相っ 手方又は事業参 加者とするものをいう。

11 この 法律に お į١ て 「適格特例投資家限定事業者」 とは、 第五· 十九条第二 項の規定による届出をした者を

いう。

適

資家限定事業者」を加え、 二号に掲げる行為に係る事 第二条第六項第一号中 示不 業 同項第二号中 動産特定共同事業者」 (以 下 「小規模第二号事業」という。) 「限る。)」 の 下 に の 下 に \neg 「又は小規模不動産特定共同 小 規模不動 を行う者に限る。 産 特定共同 事業者又は 事業者 を加 え、 適格特例投 (第六 同 項第 項第

兀 に . 関 不 す 動 る 産 特 工 定共 事 そ \mathcal{O} 同 他 事業契約 主 務省令で定め に係る不動 る工 産取 事 引 で あ \mathcal{O} 0 目的となる不 てその 費用 動産に \mathcal{O} 額 が 事 ついて、 業 参 加 宅地 者 \mathcal{O} 保 \mathcal{O} 造 護 成又 に 欠 け は る 建 物 お そ \mathcal{O} 建 れ 築 \mathcal{O}

四号を次のように改め

な 1 ŧ のとして主務 省令で定める金額を超えるもの を行う場合にあ 0 7 は、 特 例 投資 家 \mathcal{O} み を 相 手方又

は事業参加者とするものであること。

第二条第六項を同条第八項とし、 同条第五項の次に次の二項を加える。

6 この 法律に お いて 小 規模不動 産 特定共同 事 業 とは、 次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一号に掲 第 几 項 げ 第 る不 一号に 動 掲げ 産 特 定 る行為であ 共 同 事 業契約 つって、 に限 当 該 る。 行為に係 次号に る不 お 7 て 動 同 産 ľ 特 定共 に 同 基づき事 事 事業契約 業参 (第三項第 加 者 が 行 号又は第 う出 資 \mathcal{O}

額及び当 該 出 . 資 の合計 額 が事 業参. 加者 の保 護に欠けるおそれのない ものとして政令で定め る金額 を超

価

えないもの

第四 「項第三号に掲げる行為であって、 当該行為に係る不動産特定共同事業契約に基づき事業参加者が

行う出資 \mathcal{O} 価 額 及び当 該 出資の合計 額が 事業参. 加者の保護に欠けるおそれのない ものとして政令で定

る金額を超えないもの

7

この 法 律 に お 1 7 小 規 模不動 産 特定共同 事業者」 とは、 第四十一 条 第 項 の登録を受けて小規模不 動

産特定共同事業を営む者をいう。

第二条に次の二項を加える。

13

この 法律 に お ζì て 「 特 例 投資家」 とは、 銀行、 信託会社その 他不動産に対する投資に係る専門的 知識 及

び 経 |験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の 額が主務省令で定める金額 以 上

の株式会社をいう。

14 \mathcal{O} 法 律 に お ζ) て 適 格 特例投資家」 とは、 特例 投資家のうち、 不 動 産 に 対する投資に係 る専門的 知 識

及 Ű 経 験を 特 に 有すると 認め 6 れる者として主務省令で定める者をい う。

第五 一条第一 項中 第六号」を「第六号」に改め、 「掲げるもの を の下に 「除き、 第二条第四]項第

号

六号中 げ 中 に掲 るも 「業務 だがる行為に係る事業 のを除き、 「次条第八号及び第四十六条第一項」 \mathcal{O} 種 別 を 第三号事業を行おうとする者以外の者にあっては第九号に掲げるものを」 示 動 (以 下 産 特定共同 第一 号事業」という。) 事 業 $\hat{\mathcal{O}}$ を「次条第十二号及び第六十七 種 別 に改め、 を行おうとする者以外の者にあって 同項中第九号を第十二号とし、 条第一 項」に改め、 を加 第八号を第十一 は え、 同 第八号 項第. 同項第 に掲 号

九 八 うも その そ の行 のであ 行 おうとする第三号事 おうとする第 るか 否 カン \mathcal{O} 別 号事 業が 業 が 特例 特例投資家 乃投資家 \mathcal{O} \dot{O} み 4 を相 を事業参加者とする特例事業者 手 方又 人は事 業参 加 者とするもの \mathcal{O} 4 であ \hat{O} 委託 る を受け カン 否 か て行 \mathcal{O} 別

号とし、

第七

号

O

次に次

の三号を加

える。

+ う。 務 電子取 省令で定めるも 以下 引業務 同じ。) (電子情 を行う場合に のにより、 報処 理 勧 あ 誘 組織を使用する方法その他の情報通信 っては、 \mathcal{O} 相手方に不 その旨 動産特定共同 事業契約 の締結 の技術を利用する方法であって主 の申込みをさせる業務を

第五 号事 業」 条第二項 中 第二条第 第四号」 を 匹 項第 「第四号」 号に 掲げ に改め、 る 行為に係 「掲げるもの る事 業 を (以 下 の 下 に 第 除 号事業」 き、 特例投資家 という。 Ò 4 を相 を 「 第 手

方 又 き、 特 は 例 事業参加者として第一 【投資家のみを事業参加者とする特例 号事業を行おうとする者にあって 事業者 のみの委託を受けて第三号事業を行おうとする者にあ は第 一号事業に係る第四号に掲げ るも 0) を除

ては

第三号事業に係る第四号に掲げるもの

を

を加

える。

五. 十二条第 第六条第三号中 同 条第六号中 項第六号及び第六十一 「第六号チ」 「及び第三十五 を 条第 「第十号ヲ」 条第六 一項第六号」 項第六号」 に改 を め、 に改 同 め、 第三十五条第一 条 中 同号チを同 第八号を第十二号とし、 号ヲとし、 項第六号、 第四 同 号 第七号を第十一号と 1 + 匹 \mathcal{O} 次 条 第五 に 次 \mathcal{O} よう 第

え チ 合に る。 12 . 当 小 該 お 規 模 **,** \ 小 規模不 不動 その取り 産特定 動 産 共同· 特 消 定共同 しの処分に係る行政手続法第十五 [事業者が第五十三条の 事業者の役員であった者で当該 規定により第四十一条第一 条 の規定に 取 消 L よる通 \mathcal{O} 日 か 項の 5 知 五. が 登録 年 あ -を経 0 を取り た日前 過 り消された場 な 六 十日以内 ŧ \mathcal{O}

に加

IJ は 録 処分をしないことの \mathcal{O} 小 取 規 消 模 不 L \mathcal{O} ·動 処分に 産 特 定 係 共 決定が いる行政 同 事業者 あ 手 続 つ が 第 法 た 日 第 五. 十五 ま 十三条各号の で \mathcal{O} 条 間 \mathcal{O} に第四 規 定 V) に ず 十八条第 ょ る れ 通 カ 知 に該当するとし が 項第四号に該当する旨 あ 0 た 日 カン ら当 て第四 該 処分が + 0 条 同 あ 第 項 0 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 た 規定 日 \mathcal{O} 又 登

によ る 届 出をした場合におい て、 当 該 通 知 が あっ た 日 前 六 + 日 以内 に当該 小 規模不 動産特定 共 同 事 業

者 \mathcal{O} 役員 であった者で当該届 出 0 日 か ら五 一年を経過 過 L な 1 ŧ \mathcal{O}

ヌ 適 格 特 例 投資家限 定事 業者 が 第六十 条 第 八 項 \mathcal{O} 規 定により適 格 特 例 投資家限定事 業 \mathcal{O} 廃 止 一を命ず ぜ

5 れ た場 合に お **,** \ て、 その 廃 止 \mathcal{O} 処 分に係 る行 政手 続 法 1第十一 五. 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る通 知 が あ 0 た 日 前 六十

日 以 内 に 当該 適 格 特 例 投資家 限 定 事 業者 \mathcal{O} 役員 で あ 0 た者で当該 処 分 \mathcal{O} 日 か 5 五. 年 -を経 過 L な 1 t \mathcal{O}

ル 適 格 特 例 投 資 家 限 定 事 業者 が 第六 $\dot{+}$ 条 第 八 項 \mathcal{O} 規 定に による適 格 特 例 投 資 家 限 定 事 業 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 処 分

に 係 る 行 政 手 続 法 第 + 五 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る 通 知 が あ 0 た 日 カゝ ら当 該 処 分 が あ 0 た 日 又 は 処 分 を L な 1

لح \mathcal{O} 決定 が あ 0 た 日 ま で 0 間 に 第十 条 第 項第四号に該当する旨 \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 規定に よる届 出 をし た場

合に お い て、 当 該 通 知 が あ 0 た · 日 前 六十 日 以 内 |に当該| 適 格特例投資家限 定事 業者の役員であ った者 で

当該届出の日から五年を経過しないもの

第六条中 第六 号を第十号とし、 第 五. 号を第九号とし、 第四 号 \mathcal{O} 次に次 0 匹 | 号を-加 える。

五. 第 五. 十三条の 規定に より第四十一条第 項 \mathcal{O} 登録を取 り消され、 その 取 消 L \mathcal{O} 日 か ら五 年 を経過 しな

い法人

六 第五十三条各号の いずれかに該当するとして第四十一条第一 項の登! 録 \mathcal{O} 取 消 しの処分に係る行政手続

法 + 五. 条の規定によ る通知が が あ った日から当該処分が あっ た日又は処分をしないことの決定が あ 0 た

日 ま で \mathcal{O} 間 に第四十八 条第 項第四号に該当する旨の同 項 \mathcal{O} 規定による届出をした法人で当該 届 出 \mathcal{O} H

から五年を経過しないもの

七 第六十 条 第 八 項 \mathcal{O} 規 定により適 格格 特例投資家限 定事 業 \mathcal{O} 廃 止を命ぜられ、 その 命令 \mathcal{O} 日 カン ら五 年を

経過しない法人

八 第 六十 条第 八 項 \mathcal{O} 規 定による 適格特例投 資家限定 事 業 \mathcal{O} 廃 止 の処分に係る行 政 手 ·続法第 + 五 条 \mathcal{O} 規

定による通 知 が あ 0 た 日 から当 該 処分が あ 0 た日又は処分をしないことの決定が あっ た日 ま で 0) 間 に 第

+ 条 第 項第四号に該当する旨 の同 項 0 規 定による届出をした法人で当該届出 \mathcal{O} 日 カ ら五 一年を経過 過

ないもの

第 七 条中 第五号」 を 「第五号」 に改め、 掲げ るも \mathcal{O} を」 の 下 に 「除き、 特 例 投 資 家 \mathcal{O} みを 相手方又

は 事 業 参 加 者として第 号事 業を行 おうとする者に あ って は 第 号事 業に 係 . る第1 五 号 に . 掲 げ る Ł \mathcal{O} を除

特 例 投資 家 Ď み を事業参加者とする特例 事 業者 \mathcal{O} み $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 委託を受けて第三号事業を行おうとする者にあっては

第三号事業に係る第五号に掲げるものを除き、 電子取引業務を行おうとする者以外の者にあっては第七号に

掲げるものを」 を加え、 同条第一号中 「業務の種別」 を 「不動産特定共同事業の種別」 に改め、 同条に次の

一号を加える。

第八条第一

項

中

「業

務

 \mathcal{O}

種別」

を

示

動

産特定

共

同

事業

0

種別」

に、

「第九号」

を「第十二号」に改める。

七 電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されているものであること。

第八条 の二中 「業 終 \mathcal{O} 種 別 を 示 動 産 特定: 共 同 事 業 \mathcal{O} 種 別 に改め る。

第九条第一項を次のように改める。

不 動 産 特定 共同 事業者 は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 主務省令で定めるところにより、 第

三条第一項 の許可を受けた主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

不動 産特定共 同 事業 \mathcal{O} 種別を変更しようとするとき (主務大臣又は 都道府県知 事 の第三条第一項の許

可を受けた者が 同 項 \mathcal{O} 規定により新たに都道 府県知事 又は主務大臣 . の 同 項の 許 可を受けなけ れば ならな

いときを除く。)。

新たに不動産特定共 同 事業契約約款の作成をし、 又は不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変

更 (不動 産 特定共同事業契約約款に記載された事項の追 加又は変更で主務省令で定める軽微なものを除

第六十七条第四項及び第八十条第二号において同じ。 をしようとするとき。

三 新たに電子取引業務を行おうとするとき。

第十条中「第七号」を「第九号」に改める。

第十二条中「第八号」を「第十一号」に改める。

第十七 条第 項中 「第十八条に規定する登録を受けている」を 「第二条第四号に規定する宅 地

である」

に改め、

同

条

第二項

中

者

(以下」

の 下 に

「この章並

びに第三十

Ė

条第一

項及び

第二項に

お

いて」

建

物

取

引士

を加え、 「名簿 (以下」を「名簿 (第三十一条の二第三項において」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(勧誘における告知)

第二十二条の二 不 動 産 特 定共同 事 業者は、 不動 産 特定共同 事 業契約 の締 結 \mathcal{O} 勧 誘 をするに際し、 当該 不 動

産 特 定 共同 事 業契 約 \mathcal{O} 締 結 が 第三条第 項 \mathcal{O} 許 可 文 は第 九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 に係る 不動 産 特定 共 同 事 業契約

約 款 に基づかない でされる場合にあっては、 その 相手方に対し、 その旨その他主務省令で定め る事項を告

げなければならない。

2 不 動 産 特 定 共 同 事 業契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は媒介をする不 動 産 特定共 同 事 業者 は、 不 動 産 特 定 共 同 事 業 契

産 約 特 \mathcal{O} 定 締 結 共 同 \mathcal{O} 事 勧 業者 誘 をす 又 は る に 特 際 例 事 Ļ 業 者 当 該 が そ 不 \mathcal{O} 動 不 産 特 動 定 産 取 共 引 同 に 事 係 業 る 契 業務 約 \mathcal{O} を 締 委 結 託 が す 不 る 動 産 不 特 動 産 定 特 共 定 同 事 共 業 同 者 事 業 者 小 若 規 模 Š 不 動 は

小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 \mathcal{O} 第 三条第 項 \mathcal{O} 許 可 若 L < は 第 九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 又 は 第 兀 + 条 第 項 \mathcal{O}

に 登 録 あ 若 0 7 < は は そ 第四 \mathcal{O} 相 十 手 六 方 条 に 第 対 項 し、 \mathcal{O} そ 変 更 \mathcal{O} 旨 登 そ 録 \mathcal{O} に 係 他 主 る 務 不 省 動 令 産 特 で 定 定 共 8 る 同 事 事 業 項 契 を 告 約 げ 約 な 款 け に 基 れ ば づ な か 5 な な 1 で さ れ る 場

3 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 又 は 小 規 模 特 例 事 業 者 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 に 業 務 を 委 託 す る 特

例 事 業 者 を 1 う。 以 下 同 ľ が 当 事 者 で あ る 不 動 産 特 定 共 同 事 業 契 約 \mathcal{O} 締 結 \mathcal{O} 代 理 又 は 媒 介 をする 不 動

産

特

定

共

同

事

業者

は

不

動

産

特

定

共

同

事

,業契約

 \mathcal{O}

締

結

 \mathcal{O}

勧

誘

をする

るに

際

Ļ

そ

 \mathcal{O}

相

手

方

に

対

当

該

不

動

産 特 定 共 同 事 業契 約 に 基 づ き不 動 産 特 定 共 同 事 業を営 む 者 が 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業者 文は 小 規模 特 例

事 業者 であることそ \mathcal{O} 他 主 務 省令 で 定 め る事 項 を告げなけ れ ば なら な

第二十三条に次の一項を加える。

3 不 動 産特定 共同 事業契約 \mathcal{O} 締 結 の代理をする不 ·動 産特定共同 事業者は、 その 代 理す る小規模不

動

産

特

定

約

約

共 同 事 業者又はその代理する小規模特例 事業者がその不 動 産 取引に係る業務を委託 する小規模不 動 産 特 定

共 同 事 業者 \mathcal{O} 第四十 条第 項の 登録又は第四 十六 条第 項 の変更登録に係る不動 産特定共 同 事 業契

第二十四条に次の一項を加える。

款

に

基づいる

て、

これをし

な

け

れば

なら

な

者

 \mathcal{O}

承

諾

を得

て、

当

該

書

面

12

記

載

す

べ

き

事

項

を

電

子

情

報

処

理

組

織

を使

用

す

る方

法

その

他の情

報

通

信

 \mathcal{O}

技

術

3 不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 書 面 \mathcal{O} 交付に代えて、 政令で定めるところに ょ り、 申 込

を利 用する方法であ 0 7 前 項の規定による措置 に 準ずる措置を講ずるものとして主務省令で定 8 るも \mathcal{O} に

ょ ŋ 提供することができる。 この場合にお ζ) て、 当 該 不動 産特定共同事業者は、 当該書面を交付したも \mathcal{O}

とみなし、同項の規定は、適用しない。

第二十五条に次の一項を加える。

3 前 条第三項 \mathcal{O} 規 定 は 第 項 \mathcal{O} 規 定に よる書 面 \mathcal{O} 交付 に つ V て準用する。 この場合におい て、 同条第三

項 中 前 項」 とあ る 0) は、 次条第二項」 と読 み替えるものとする。

第二十八条に次の一項を加える。

4 第二十四条第三項 の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。 この場合において、 同

条第三項中 「前項」 とあるのは、 「第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

第三十条第一項中「以下」を「次項において」に改める。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(電子取引業務に関する特則)

条 の 二 電子 取 引業務を行う不 動 産特定 共 同事業者 は、 主務省令で定めるところにより、 商号 文は

名称その他主務省令で定める事項を、 電子情報 処 理組織を使用する方法その 他の情 報 通 信 の技術を利 用 す

る方法であって主務省令で定めるものにより公表しなければならない。

2 電子 取引業務を行う不動 産特定共同事 業者は、 主務省令で定めるところにより、 電子取引業務を適確 に

遂行するための業務管理体制を整備しなければならない。

3 加者 電子 \mathcal{O} 判断 敢 引業務を行う不 に 重要な影響を与えるものとして主務省令で定める事項につい 動 産 特定 共 同 事 業者 は、 業務管理者名簿その 他 電 て、 子取 電子情報 引業務 日報処理! \mathcal{O} 相 手 組 方 織 又 は を使 事 業 用 す

う期 る方法その 間 及び電 他 子取引業務に係る不動 の情報通信 の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより、 産特定共同事業の期間中、 当該相手方又は事業参加者が閲覧すること 電子取引業務を行

ができる状態に置かなければならない。

第三十五条第 一項第二号中 「第二十五条まで」を 「第二十三条まで、 第二十四条第一項若しくは第二

第二十五条第 項若、 しくは第二項」に、 「第三十条まで」を 「第二十七条まで、 第二十八条第 項 か ら第三

項まで、 第二十九条、 第三十条」に改め、 「第三十一条第 項」 の 下 に 第三十一条の二」 を加 える。

第三十六条第一号中 「又は第五号」 を 第五号、 第六号又は第九号」 に、 「第八号」 を 「第十二号」に

改める。

第六十二条中 「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、 同条を第九十条とする。

「第五十三条第三号」 を 「第八十条第三号」 に改め、 同 条を第八十九条とする。

第六十条第一 項 中 「第五十三条の二第一項」 を 「第八十一 条第一 項」に、 「第六十二条」 を 「第九十条」

に改 め、 同 条第 三項 中 「第五 十三条の二第一 項」 を 「第八十一条第 一項」 に 改め、 同 条第三項中 第五十三

条の二第二項」 を 「第八十一条第二項」 に改め、 同条を第八十八条とする。

第八章を第十一章とする。

第五 十九条中 「第四十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、 第七章中同条を第八十七条とする。

第五 十八条中 「第十一条第一項」の下に「又は第四十八条第一項」 を加え、 同条を第八十六条とする。

第五十七条第 一項第 号 中 「第五十二条の二」 を 「第七十八条」 に改め、 同 1.項第二号中 「第五 十二条、 第

五. 十二条 の三第 号 を 「第七十七条、 第七十九条第一号」に、 「第五· 十三条第三号」 を 「第八 十条第三号

に 改 め、 同 項 第三号中 「第五 十二条の三第三号」 を 「第七・ 十九 条第三号」 に、 「第五十三条第 号」

第八 第五 十 十六条第一号中 条第一号」に、 「又は第四十条の二第四項」を 「若しくは第四号」 を 第四号若 第四十七条第一項、 しくは第五号」 に 改め、 第五 十八条第四項又は第 同 条を第八十 五 条とする。 五. +

九条第五項」に改め、 同条第二号中「第十六条第一項」の下に 「(第五十条第二項において準用する場合を

を加え、 次号において同じ。) 同 条第三号中 「第十六条第二項」 又は第三十一条の二第一項 の下に 「(第五十条第二項に (第五十条第二項において準用する場合を含む。) お いて準 用する場合を含む。)」

条第二項にお を加え、 同 *(*) 条 て準 第 項 用する場合を含む。 を 「第十六条第 以下この号におい 項 に 改 め、 同 条 て同じ。 第四号中 「第十七条第二項」 を、 「業務管理者名簿」 の下に の 下 に (第五十

に改め、 第十七 を含む。 お 7 7 同 条第二項に規定する名簿をいう。 同 「第五 並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項」に、 条第六号中 _ 十条第二項において準用する場合 を、 「第三十条」 事 業 参加 の 下 に 者 2名簿」 を加え、 \mathcal{O} (第五十条第二項に 下 に (第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合 同条第五号中 (第三十条第 おい 「又は第二 「第四十条の二第五項及び第四十六条第 て準 項に 規 用する場合を含む。 一項」を 定する名簿をいう。 第二項又は第三 以下この号に 以下この号

号中 「第 兀 十六 条第三 項」 を 「第六十-七 条第三項」 に 改め、 同 |条第-九号中 第四十六条第四 項」 を 「第六十

七条第四 項 に 改め、 同条を第八十四条とする。

に

な

1

7

同じ。

を

加

え、

同

条第

七

号中

「第四

十二条第二項」

を

「第六十三条第

二項」

に 改

め、

同

条第

加え、 え、 え、 え、 第五 同 同 同 十五条第二号中 同 条第五 条第 条第三号中 条第六号中 四 号中 号中 「第二十四条第二項」 「第二十九条」 「第二十八条第三項」 「第二十五条第二項」 「第十七条第三項」 の 下 に の 下 に の下に \mathcal{O} 0 下に 下 (第 に 五十条第二項にお (第 (第五十条第二項において準用する場合を含む。 (第五十条第二項に (第五十条第二項にお 五. 十条第二項 ζ) て準 に お お 甪 7 ** \ 7 て準 て準 て準 する場合を含む。)」 用 用 用する場合を含む。 する場合を含む。 する場合を含む。 を加え、 を を を を

加

加

加

十 同 を加 七 条第七号中 条第二項」を加え、 条第 \mathcal{O} 命令に違反して業務管理者」の下に 規 定に 項 後 同条第八号中「第三十三条」の下に ょ 「第三十二条」の下に「 段」 り 置 に か 同条第九号中 改 れ め、 た者をい 「含む。 . う。 「第二項」の下に 以下この号にお (第五十七条において準用する場合を含む。) 又は第六十一条第 「(第十七条第一項 の下 に _ 若 (第五十七条において準用する場合を含む。) しくは いて同じ。)」 「若しくは第五十四条第一項前段若しくは 第五 (第五十条第二項にお + 应 を加 条第 え、 項 後段 同 条第 7 (同 て準 条第三項 一用す 項 後段」 る場合を含む 又は第六十 12 第二項」を を お 1 第三 7 項 淮

条第十一 用する場合を含む。)」 号中 「第四十条の二第二項」を を加 え、 同 条第十号中 「第五十八条第二項」 「第四十条の二第八項」 に改め、 同条第十二号中「第四十条の二第三 を 第 五. 十八 条第九 項」 に 改 め、 同

項各号」を「第五十八条第三項各号」 に改め、 同条を第八十三条とする。

者」 二項 え、 第五 Ê の 下 に 同 十四条第二号中 お 7 条第三号中 て準 「又は第二十四条第三項 用す る場合を含む。)」に、 「又は第二十八条第二項」 「第十八条第三項」 (第二十五条第三項及び第二十八条第四項 の 下 に 「又はこれらの」 を 「(第五十条第二項にお 「若しくは第二十八条第二項 を 若 しくはこれらの」 いて準用する場合を含む。)」 これ (これらの らの に 改め、 規定を第五十条第 規定を第五十条第 「交付 L た

加

二項において準用する場合を含む。) 並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。) に規定する方

法に ょ り当該 事 項を欠いた提供若しくは虚偽 の事 項の提供をした者」を加え、 同条に次の二号を加える。

兀 第三十一 条の二第三項 (第五十条第二項にお į١ て準用する場合を含む。 以下この号において同じ。)

 \mathcal{O} 規定に違 反して、 第三十一条の二第三項に規定する事 項を閲覧することができる状態に置 一かず、 又は

虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者

第五十四条を第八十二条とする。

五.

第

匹

十二条第

項

 \mathcal{O}

登

録

申請

書

文は

同

条第二項各号に掲げ

る書類に虚偽の記

載

をし

て提出

た者

第五十三条の二第二項中 「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、 同条を第八十一条と

する。

げる」 たに 第五 電 を 子 十三条第二号中 取 「新たに不 引業務を行 動 産 った者」 「業務の種別」 特 定共 (同事 に改 業契約 め、 を「不動産 同 約 条第三号中 款 \mathcal{O} 作 特定共同事業の 成をし、 「第三十九条第二項」 若しくは」に、 種別」に、 0 「をした者」 「又は第五条第二項第四号に掲 下に \neg (第 五 を 十条第二項に 「をし、 又は 新 お

用する場合を含む。)」 を加え、 同条第四号中 「第二十二条」 の 下 に _ (第五十条第二項にお いく . て 準

11

て準

用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

五. 第四十六条第一項の規定に違反して、 小規模不動産特定共同事業の種別の変更をし、 不動産特定共同

事 事業契約: 約 款の 追 加若しくは変更をし、 又は新たに電子取引業務を行った者

第五十三条を第八十条とする。

第五十二条の三第一 号 中 「第二十条第一 項」 の 下 に 「(第五十条第二項におい て準用する場合を含む。

を加え、 同条第二号中 「第二十条第二項」 \mathcal{O} 下に \neg (第五十条第二項 E お いて準 用する場合を含む。)」

を加え、 同条第三号中 「第四 十条の二第二項」 を 「第五十八条第二項」に 改 め、 同 条第四 | 号中 「第四 1十条 \mathcal{O}

二第六項」を「第五十八条第七項又は第六十一条第三項」に改め、 同条第五号中 「第四十条の二第七項」を

「第五十八条第八項又は第六十一条第四項」に改め、 同条を第七十九条とする。

第五十二条の二中「第三十九条第一 項」の下に「 (これらの規定を第五十条第二項にお いて準用する場合

を含む。)」を、 「不動産 特定共同事業者」 の 下 に 「又は小規模不動産特定共同事業者」 を加え、 同 条を第

七十八条とする。

第五十二条第三号中 「第十五条」 の 下 に (第五十条第二項にお いて準用する場合を含む。 を加え、

同 条第四号中 「又は第四十六条第五項」を 第五十二条第一項若しくは第二項、 第六十一条第六項又は第

六十七条第五項」に改め、同条に次の三号を加える。

五 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けた者

六 第五· + 九 条第二項 \mathcal{O} 規定に違反して、 届出をしないで 適格特例投資家限定事業を営んだ者

七 第六十 条 第 八 項 \mathcal{O} 規 定による適 格格 特例 投資家限 定 事 業 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 処分に違反 L た者

第五十二条を第七十七条とする。

第七章を第十章とする。

第六章中第五 <u>+</u> 条を第七十六条とし、 第五十条を第七十五条とする。

第四 一十九条 水の二中 金 融 破 綻れ 処理 制 度 を 「金融破綻処理制 度」 に改め、 同条を第七十四条とする。

第四十九条を第七十三条とする。

第 四 + 八条の三中 「第四 十条の二第五 項」 を 「第五十八条第五項及び第六十条」に、 「前条」 を 「第四十

九条 (第 五. 十八 条第六項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 読 み 替 こえて 適用する場合を含む。)」 に、 主務大臣」 を 主 務大

臣」 に改め、 閲覧に」 の 下 に $\overline{}$ 第四 十 -九条の! 規定により処理することとされているものに つ 7 ては主務

大臣 \mathcal{O} 登録を受けた小規模不 動産特定共同事業者に係る同条に規定する書類の 閲覧に」を加え、 同条を第七

十二条とする。

第四十八条の二を削る。

第四十八条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事への通知)

登

録

若

は

第四

十

六

条 第

項若

しくは

第二項

 \mathcal{O}

変

|更登!

録

をし、

又は

第

十条、

第十

条 第

項、

第四

+

七

第七 一 条 主 務 大 臣 は 第三条第 項 \mathcal{O} 許 可、 第九 条第 項若 L こくは 第 項 \mathcal{O} 認 可 第四 +条 第 項 \mathcal{O}

条 第 項、 第 四 十八条第一 項、 第 五. 十八条第二項、 第四項若しくは第八 項 第 五. 十九条第二項若しく は第

五. 項若 しくは第六十一条第四項に規定する届出を受理したときは、 遅滞 なく、 その旨その他主務省令で定

事 業者 \mathcal{O} 主た る事 務 所 \mathcal{O} 所在 地を管理 [轄す Ź 都道 府県 知事 に 通 知 しなけ れ ば ならな 8

る事項を、

不動

産

特定

共

同

]事業者、

小

規模不可

動

産

特定共同

事

業者、

特

例

事業者又は適

格特

例投資家限定

第四 干 七 条第 項 中 「第二十二条」 0) 下 に (第五 十条第二項 Ê お 1 7 準 用する場合を含む。 を加 え

宅 地 建 物 取 引業法第二条第三号に掲げる」 及び (次項にお 1 て 「宅 地 建 物 取 引業者」という。 を

削 ŋ 同 · 条第二 項中 「第二十六条」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、

同条を第六十九条とする。

第四十六条の二の 前の見出しを削 り、 同条中 「第四十条」の下に「(これらの規定を第五十条第二項にお

1 て準 用する場合を含む。)」を、 示 動 産特定 共同· 事業者」 の 下 に 「又は 小規模不動 産特定共同 事 業者

を加え、同条に次の三項を加える。

2 第二十六条 及び 準 用 金 融 商 品 取 引法第四十条 (第 一 号を除く。) (これらの 規 定を第五 十条第二項 に な

業を行う場合については、適用しない。

1

て

用する場合を含む。

 \mathcal{O}

規

定

は、

特

例

事

業者

が

特

例

投資家を相

手

方又

は

事

業参加者とし

て

特

例

事

3 第二十三条第一項 (第五 十条第二項に お いて準用する場合 (第五十八条第六項の規定により読み替えて

適 用する場合を含む。 並びに第五 十八条第五 項及び前 条第二項の 規定により読 み替えて適 用 する場合

含む。 の規 定は、 不動 産 特定共同 事 業者、 小 規模 不動 産 特定共同 事業者 又はは 特 例 事 業者が 特 例 投資 家 \mathcal{O}

みを相手方として不 動 産 特 定共 同 事 業契 約 の締 結をする場合であって、 当 該 不 動 産 特 定 共 同 事 業 契約 に ょ

り当該 不動 産 特 定共 同 事 業契約 上 \mathcal{O} 権利 ·義務: を他 の特例投資家に譲 渡する場合以外の 譲 渡 が禁止される旨

の制限が付されているときについては、適用しない。

4 第二十三条第二項及び第三項の規定は、 不動 産 特定共同事業者が特例投資家のみを相手方として不動 産

特定共同 事業 契約 \mathcal{O} 締結 の代理をする場合であって、 当該 不動 産特定共同 事業契約により当該 不 動 産 特 定

共 同 事 業契約 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 権 利 義 務 を他 \mathcal{O} 特 例 投 資家に 譲 渡する場合以外の 譲 渡が 禁止される旨 $\overline{\mathcal{O}}$ 制 限 が 付される _

いるときについては、適用しない。

第四 十六条の二を第六十八条とし、 同 条 \mathcal{O} 前 に見出しとして _ (適用 の除 外 を付する。

第四 十六条第 二項 中 「場合において、 \mathcal{O} 下に 「第二十二条 の 二 一第 項 及び」 を 加 え、 第 匹 十六条第三

項」を 「第六十七条第三項」に、 「第四 十六条第 五項」 を 「第六十七条第五項」 に 改 め、 同条を第六十七条

とする。

第四十五条中 「若しくは特例事業者」を「、 小規模不動産 特定共同事業者、 特例事業者若しくは適 格格 特例

投資家限定事 ,業者」 に、 「若しくは当該 特 例事 業者」 を 当 該 小 規模不 動 産特定 共同事 業者、 当 該 特 例 事

第 匝 +匹 条 0 見出 L 中 許 可 の 下 に 「又は 登録 を加え、 同条に次 0 項を加 える。

業者若

L

Š

は

当

該

適

格

特

例

投資家限

定事

業者

に

改

め、

同

条を第六十六条とする。

2

第四 + 条第三 |項の登 録 \mathcal{O} 更新をしなかったとき、 第四 十八条第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により第四十一条第一 項の

登 録 が 効力を失ったとき、 又は第五 十三条 の規定により同 項 \mathcal{O} 登録 が 取 ŋ 消されたときは 当該 登録 に 係

る小 規 模不 動 産特定共同 事 業者であった者又はその一 般 承 継 人は、 当 該 小 規模不 動 産 特 定共 同 事 業者 又は

該 小 規模 不 動 産 特 定共 同 事業者 に係る委託 小 規 模 特 例 事 業者 **当** 該 小 規 模 完不 動 産 特 定共同 事 業者に業務

を委 託 L た 小 規模 特 例 事 業者をいう。 が 締 結 L た不 動 産 特 定 共 同 事 業 契約 に基 づく業務を結了する目的

第四十四条を第六十五条とする。

 \mathcal{O}

範

井

内

に

お

いて

は

な

お

小

規模

不

動

産

特定:

共

同

事

業者とみ

んなす。

第六章を第九章とする。

第五 章 -中第四 十三条を第六十四条とし、 第四十二条を第六十三条とする。

第四 干一 条第 二項中 示 動 産特定共同 事 業者」 の 下 に 「又は小規模不動 産 特定共同 事業者」 を加え、 同条

を第六十二条とする。

第五章を第八章とする。

第四 十条 の二第二項第五 号中 「不動 産 特定共同 事業者」 の 下 に 「又は 小規 模不動 産 特 定共同 事業者」 を加

技 除 及び え、 章 術 第 第二十三条第一 同 的 四 に、 条第 読 + 替 の 下 に 条 五. え 「第 項中 は の二第三 八号」 政 「及び第四 特 令 項」 項 を で定 例事 を 第 「第十一号」に、 業者が」を \Diamond 「第十五条まで、 1十条 号 る を を (第一号を除く。)」 加 「第五 え、 「 特 十八人 例 同 「第四 第二十三条第 事業者 条 第 条 十条 第三 九 項 (小規模 項 单 の二第二項 を加え、 第 前 特例 号」 項、 条 第 第一 に (事業者を除く。) 第二十六条及び第二十 「第七章 項」 改 号 め、 を 一及び第二 を 「第四 「とする」 「第五· 八章」 十条第二 が」に、 十八 0 七 条第二項 を 下 之 条 」 項 にこ 「 第 「 第 に + に ほ 第 + か 章 改 改 及び 匹 め め、 号」に 必 要な まで 第 同 「を + 項

に 五. 準 + 項 小 用 0) 規 条 第二 登 模 金 融 録 特 項 例 商 を受け 品 に 事 業者 お 取 た 引 1 て準 小規 法 が 特例 第三 用す 模 + 不 事業を営 うる第 九条 動 産 + 特 (第三 定共 匝 む場合におい 条、 項 同 ただ 第十 事 業者とみなして、 L 五. ては、 書 条、 及び 第二十三条第 当 該 第 五. ゴ項を除っ 小 第四 規模特例 十八 項、 条第一 事業者を主務大臣 第二十 及び 第 項及び 兀 六条及び 十)第四· ·条 (第 第二十 の第四 + 九 号を除 条 干 並 七 え 条 び 条第 に 並 第 てド

次

0

項

でを加

え

る。

6

並

び

にこれ

. ら の

規定に係る第十章

· 及び:

第十

章

 \mathcal{O}

規定

を適用する。

この

場合に

お

()

て、

第四

+

九

条中

を

同

条

第

+

項

同

条

中

第

八

項

を第

九項とし、

第七

項

を第二

八項とし、

第六

項を第七

項とし、

第

五

項

 \mathcal{O}

次

模不 第四 動 十二条第二項 産 特定 共同 事業者 第 号から第四号まで」 登 一録簿」 とあるの とあ は 「第五 る 0 は 十八条第二 「第五 十八条第三項第一号及び第二号」と、 項 第 一号か ら第五号までに掲げる事 項そ 小 規 \mathcal{O}

他 主 落 省令で 定め る 事 項を 登載 l た小 規 模 特 例 事 業者名 簿 書 類を含む。 とあるのは 書類 لح

引 12 係 る業務 を委託 ける小 規模 不 動 産 特 定 共 同 事 業者 *(*) とするほ か、 必 要 なな 技 術 的 読 替 え は 政 令 で定

める。

第五

十条第二項に

お

1

て準

用す

る第二十三条

第

項 中

「ときは、

_

とあ

るの

は

「ときは、

そ

 \mathcal{O}

不

動

産

取

第

厄

章

の 二

中

· 第 四

十

条

の二を第

五.

+

八条とし、

同

章

を第六章とし、

同

章

 \mathcal{O}

次に次

 \mathcal{O}

章

を加える。

第七章 適格特例投資家限定事業者

.適格特例投資家限定事業の届出等)

第 五. + 九 条 適 格特 例 投資家限 定事 業については、 第三条第 項 \mathcal{O} 規定 は 適用 L な

2 適 格 特 例 投 資家 限 定 事 業を営もうとする法人 令 動 産 特 定 共 同 事 業者 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 ,業者及

び 特 例 事 ず業者 を除く。 は、 あらかじめ、 主務省令で定めるところにより、 次に 掲 げ る事項を主 一務大臣 に

届け出なければならない。

- 一商号又は名称及び住所
- 役員 (の氏 名及び政令で定める使用人があるときは、 その者の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 資本金又は出資の額
- 五 適格特例投資家限定事業の概要
- 六 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 七 その他主務省令で定める事項
- 3 前 項 \mathcal{O} 規定による届 田に は、 次に 掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
- 二 登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 次項に掲げる事項に該当しないことを誓約する書面
- 四 その他主務省令で定める書面
- 4 第六条各号(第十二号を除く。) 0) いずれか (不動産特定共同事業契約に基づき営まれ る不 ·動 産取 引に

係る業務 当する者 E おい の全てを宅地建 て 動 「宅 産 地 特 建 定 物 共 取 物 同 引業者」 取引業法第二条第三号に規定する宅 事業者及び という。) 小規模不 動 に委託する場合にあっては、 産特定共同 事業者を除く。 1地建物1 取引業者 第六条第二号を除 は、 (第六十九条第 適格特例投資家限定 項 及び第 12 該 事

5 適 格 特 例 投 資家限 定 事 業者 は、 第二項各号に掲 げる事 項 E 変更が あ ったときは、 三十日以内 に、 主務省

業を行って

は

なら

第六十条 項、 章 に 家 令 (業 限限 で定、 及 準 第 び 定 務 用 第十 十二条 等 事業者 めるところに 金 適 融 格 関 商 から する 章 밂 を主務大臣 特 例 \dot{O} 取 の第十五 投資家限定事業者 規 引 規 より、 定 法 定 を 第三十九条 \mathcal{O} 適 条まで、 の第三条 適 用する。 その旨 用 を主 第二十七 第 (第三項ただし書及び この が 項 一務 適格特例投資家限定事業を営む場合にお 場合に \mathcal{O} 大臣 許可 条、 に お を受けた不動 届 第二十八条 V け て、 出 な 第 第十二条中 け 第 五. れ 一項を除る 産 ば なら 項及び第二十九条から第三十一 特定共同 · < ○ な 「第五 事業者とみなして、 並び 条 第 にこれら いては、 項 第 当該 号 \bar{O} 規 か 第十 5 定 適 第十一 に 条まで並 格 特例 係る第十 条第 投資 号ま てド

で

とある

0)

は

第

五.

十九条第二項第一号から第六号まで」と、

同

条及び第十三条中

示

動

産

特

定共

同

事

で 業者名簿」とあるのは とあるのは 「第五十九条第三項第一号及び第二号」とするほか、 「適格特例投資家限定事業者名簿」 と、 同条中 必要な技術的読替えは、 「第五条第二項第一号から第四号ま 政令で定め

る。

(監督)

第六十 条 適 格特例投資家限定事業者は、 主務省令で定めるところにより、 その適格特例投資家限定事 業

に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 適 格 特 例 投 資家限 定事 業者は、 事業年度ごとに、 主務 省令で定める様式による事業報告書を作 成 毎

事 業年度経 過 後三月以内に、 主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は 適格特例投資家限定事業者が適格特例投資家限定事業として開始 した事業が適格特例投資

家 派限 定事業に該当しなくなったときは、 当該適: 格特例投資家限定事業者に対し、 三月以 内の期間 を定めて

、必要な措置をとることを命ずることができる。

4 適 格 特 例投 資家限定事 業者は、 適格特 例投資家限定事業として開 始 Ĺ た事 業 が適 格 特例投資家限 成定事業

に 該当しなくなったときは、三十日以内に、 主務省令で定めるところにより、 その旨を主務大臣 に届 け 出

なければならない。

5 12 1 12 ず お 該 主 当するとき、 務 れ 1 て業務 大臣 か に該 一又は都道 当するとき、 を行う適 又はこの 道 府県 格 特 知 事 例 法 又はこの 投資家 律 は、 \mathcal{O} 規定に 主務大臣にあっては、 限 法 定 律 事 違 \mathcal{O} ず業者が 規 反したとき、 定 に 当 違 該 反 都 したときは、 都 適格特例投資家限定事業者が次の各号の 道 道 府 県 府 \mathcal{O} 県 区 知 当 域 事 該 角 に 12 あ 適 おける 格 っては、 特 る 例 業務 投資家限 当 E 該 都道 関 定 事 府 業 次 県 者 V) \mathcal{O} \mathcal{O} ずれ 各号 区 に 対 域 カ \mathcal{O} 内

業務 12 関 し、 事 業 参 加 者に 損 害を与えたとき、 又は 損 害を与える お そ れ が 大であるとき。

必

要

な

指

示

をす

ることが

できる。

業務 に 関 Ļ その公正を害する行為をしたとき、 又はその公正を害するおそ れ が大であるとき。

三 業務 に 関 し他 の法令に違反し、 適格 :特例投資家限定事業者として不適当であると認め られ るとき。

6 12 該 主 務 当するとき、 大臣 . 又 は 都 都 道 道 府 県 府 県 知 事 知 は、 事 に 主 あ って 務大臣に は、 当 あ 該 っては、 都 道 府 適 県 格 \mathcal{O} 区 特 域 例投資家限: 内 に お 7 て業務が 定事 業者が を行う適 次の 各号の 格 特 例 V) 投資 ず 家 れ 限

定 るときは、 事 ず業者が 当 当 該 該 都 適 格 道 特 府 例 県 投資家限 \mathcal{O} 区 域 内 定 に 事 お 業者に対 け る業務 に関 し、 年 以 次 内 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 期 間 (第六号を除く。 を定めて、 その 業務 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 全 ず 部 れ 又 カ は に 該 当す 部 \mathcal{O}

停止を命ずることができる。

- 一 前項各号のいずれかに該当するとき。
- 第十五条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条、 第三十条、第三十一条第一項、 第五十九条

第五項、 この条第一項又は準用 金 融 商 品品 取 引法第三十九条第一 項の規定に違反したとき。

- 三 前項の規定による指示に従わないとき。
- 兀 この 法 律 \mathcal{O} 規定に基づく主務 大臣 一又は都道 道 府県知事 の処分に違反したとき。

五.

適

格

特

例

投資家限定事

業に関

Ļ

不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員又は政令で定める使用人のうちに、 業務の停止をしようとするとき以前五年以内に不動産特定共

同 事 業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

7 都道 府 県 知 事 は、 前二項の規定による処分をしたときは、 遅滞なく、 その旨を主務大臣に報告しなけれ

ばならない。

8 項 (T) 主務大臣 規定による業務の停止の命令に違反したときは、 は 適格特例投資家限定事業者が第六項各号のいずれかに該当し情状が 当該 適格特例投資家限定事業者に対し、 . 特 に重いとき、 事 業の 又は同 廃 止

を命ずることができる。

9 主 一務大臣 は 前 項 の規定による処分をしようとするときは、 行政手続法第十三条第 項の規定による意

見 陳述 \mathcal{O} た \emptyset \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 区分にか か わ らず、 聴 聞 を行わなけ れ ばならな

主 務 大臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は、 主務大臣にあ っては、 第六項又は第八 項 \mathcal{O} 規定による処分をしたとき、

10

都

道

府

県

知

事

に

あ

0 て

は、

第六項

 \mathcal{O}

規

定による処分をしたときは、

主務省令で定めるところにより、

その

旨 を公 告 L な け ń ば な 5 な

第 厄 章 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 章 を 加 える。

第 五. 章 小 規 模 不 動 産 特定共同 事 業者

第 節 登 録

小 規模不可 動 産 特定 共 同 事 **業** \mathcal{O} 登 録

第四 十 条 第三条第 項 \mathcal{O} 規定に か か わ らず、 主務大臣 $\widehat{}$ 0 都 道 府 県 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} みに 事 務 所 を設置を して

小 規模 不 動 産 特 定 共 同 事 業を行り おうとする者 介 規模第 二号 事 業を行 おうとする者を除く。 に あ 0 て は

当 該 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 を管轄する 都 道 府県知 事 \mathcal{O} 登録を受けた者は、 小 規模不可 動 産 特 定共 同 事 業を営 む

ことができる。

2 前 項 \mathcal{O} 登録の 有効期間 は、 登 録 の日から起算して五年とする。

産特定共同事業を営もうとする者は、

政令で定める期間内に、

登

 \mathcal{O}

翌.

日

カン

録の更新の申請をしなければならない。

3

有

効期

間

 \mathcal{O}

満

了

後引き続き小規模不動

4 前 項 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 更新がされたときは、 その登録 \mathcal{O} 有効期間 は、 従前 \mathcal{O} 登録 \mathcal{O} 有効 期間 \mathcal{O} 満 了 \mathcal{O} 日

ら起算して五年とする。

5 第三 項 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 更 新 \mathcal{O} 申 請 があ 0 た場合に お いて、 その登録 の有 効期間 0) 満 了 Ď 日までにそ \mathcal{O} 申 請 に 0

1 て処分がされ ない ときは、 従前 の登録 は、 その有効期間 \mathcal{O} 満了 後もその 処分がされるまでの 間 は、 なお

効力を有する。

(登録の申請)

第四十二条 前条第 項 0 登録 (同 条第三項の登 録 \mathcal{O} 更新を含む。 第四 十四四 条、 第五十三条第三号、 第七十

条及び第七十七 条第五1 一号におり 7 て同じ。)を受けようとする者は、 主務 大臣 又は 都道府県 知事 に、 次に

掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一商号又は名称及び住所
- 役員 の氏 名及び政令で定める使用人があるときは、 その者の氏 名
- \equiv 事 務 所 \mathcal{O} 名称 及 び 所 在 地 並 びに 事務所ごとに置かれる第五十条第二項において準用する第十七条第

項に規定する者の氏名

四 資本金又は出資の額

五 宅地建物取引業法第三条第一項の免許に関する事項

六 小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 \mathcal{O} 種 別 (第二条: 第六 項 各号 0 種別をいう。

七 電子取引業務を行う場合にあっては、その旨

八 他に事業を行っているときは、その事業の種類

九 その他主務省令で定める事項

2 前 項 \mathcal{O} 登 録 申 請 書 に は、 次に掲 げ る書類を添 付しなけ れば ならない。

一 定款又はこれに代わる書面

二 登記事項証明書又はこれに代わる書面

以下同じ。

 \equiv 事 務 所に つい て第五十条第二項において準用する第十七条第一項に規定する要件を備えていることを

証する書面

四 不動産特定共同事業契約約款

五 その他主務省令で定める事項を記載した書類

(登録簿への登録)

第四 十三 条 主 務 大臣 又 は 都 道 府県 知 事 は、 第四 + 条 第 項 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た場合に お 1 て は、 次条

 \mathcal{O} 規定 に ょ り 登録 を 拒 否する場合を除 < ほ か、 次に 掲げ る 事 項 を 小 規 模不 動 産 特 定 共 同 事 業者 <u>登</u>録 簿 に 登

録しなければならない。

前条第 項 第 号から第八号までに掲げる事 項その他主務省令で定める事項

二 登録年月日及び登録番号

2 主 落 大臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は、 第四 + 条 第 項の 登録 をしたときは、 遅滞. なく、 その旨を前条第 項

 \mathcal{O} 規定 に ょ る 登録 \mathcal{O} 申 請 をし た者 に · 通 知 L しなけ ればならない。

(登録の拒否)

第四 + ·四 条 主 務 大臣又は 都道府県知 事 は、 第四 + 条 第 項 \mathcal{O} 登 録 の申 請をした者が次の各号の いずれか

に該当するときは、同項の登録を拒否しなければならない。

一 第六条各号(第十二号を除く。)のいずれかに該当する者

事 業 \mathcal{O} 種 別 ごとに政 令 で定め る 金 額 E 満 た な 1 者

その資-

本

金又は

出

資

 \mathcal{O}

額

が事

業参

加

者

 \mathcal{O}

保

護

 \mathcal{O}

ため

必

要

か

0

適当なものとして小規模不動

産

怪特定共1

同

 \equiv そ \mathcal{O} 資 産 \mathcal{O} 合 計 額 カン 5 負 債 \mathcal{O} 合 計 額 を控 除 L た 額 が · 資 本 金又は 出資 0 額 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 九 一十に 相当す

満たない者

兀 当 該 登 録 \mathcal{O} 申 請 前 五. 年 -以内 に不 動 産 特定共 同 事 業に関 し、 不正又は著 しく不当な行為をした者

五. そ の役員 又は政令で定める使用 人のうち に、 当該 登録 の申 請 前 五. 年以 内に不動 産 特定共 同 事 業に関

不正又は著しく不当な行為をした者がある者

六 そ \mathcal{O} 事 務 所が 第 五. 十条第二項 に お V) て 準 甪 する第十 七 条第 項 に 規定する要件を満 たさない 者

七 そ \mathcal{O} 不 動 産 特 定 共 同 事 業契 約 約 款 \mathcal{O} 内 容が 政令で定 8 る基 準 に 適 合 L ない 者

八 小 規 模 不 動 産 特 定共 同 事 業を 適 確 に遂行す るために必 要なものとして主務省 令で定め る基準 に適合す

うる額

12

る財産的基礎及び人的構成を有すると認められない者

九 電 子取 引 業務を行おうとする場合にあって は、 電子取引業務を適確に遂行するために必要な体制が整

備されていると認められない者

十 不 動 産 特 定共 同 事 業者 (第一号事 業又は第三号事業を行う者に限る。

登 録 換 え \mathcal{O} 場合 に お け る 従前 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 効 力

第四 + 五 条 主 務 大臣 又 は 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 第 兀 + 条第 項 \mathcal{O} 登 録 を受け た者が そ \mathcal{O} 小 規 模 不 動 産 特定 共

事 業 \mathcal{O} 種 別 又 は 事 務 所 \mathcal{O} 所 在 地 \mathcal{O} 変更を L て引 き続 き小 規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業を営もうとする場合 お

1 て、 同項 \mathcal{O} 規定に より 新たに都 道 府 県 知 事 又 は 主 務大 臣 \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 登 録 を受けたときは、 その者に係る従

前 \mathcal{O} 主 一務大臣 又は 都道 府 県知事 \mathcal{O} 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 は、 その効力を失う。

(変更の登録)

第四 十六 条 小 規模不 動 産 特 |定共| 同 事 業者 は、 小 規模不動 産 特 定 共 同 事 業 \mathcal{O} 種別 を変更しようとするとき(

主務大臣 又 は 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 第四 + 条 第 項 \mathcal{O} 登 一録を受け た者 が 同 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 新 たに 都 道 府 県 知 事

又は 主 務 大 臣 \mathcal{O} 同 項 \mathcal{O} 登 録 を受け な け れば ならな いときを除く。 不 動 産特定 共 同 事 ·業契約: 約 款 \mathcal{O} 追 加

同

するときは、 t 若しくは変更 のを除く。 主務省令で定めるところにより、 第八十条第五号において同じ。) 余 ・動産特定共同事業契約約款に記載された事項の追加又は変更で主務省令で定める軽微な をしようとするとき、又は新たに電子取引業務を行おうと 第四十一条第一項の登録を受けた主務大臣又は 都道 府 県 知

2 第 小 規 項 模 \mathcal{O} 登 不 録 動 を受け 産 特定 た者 共同 事 が 業者 同 項 \mathcal{O} が、 規 事 定により新 務 派を追 加 たに主務大 して設置しようとするとき 臣 \mathcal{O} 同 項 の登録を受けなけ (都 道 府 温泉知事 ħ ば ならない \mathcal{O} 第四 + 条

除く。

前

|項と|

同

様とする。

事

 \mathcal{O}

変更登録

を受け

なけ

ればならな

3 三条第一項中 第四· とあるのは 十三条及び第四 「次に掲げる事項」とあるのは 「次の各号 十四条の規定は、 (第一号及び第十号を除く。) 前二項 「変更に係る事項」 の変更登録について準用する。 のいずれか」 と と読 第四 み替えるものとする。 十四条中 この場合において、 「次の各号の いずれか 第四十

(変更の届出)

第四 る事 十 項 七 につい 条 小 規模 て変更 完 動 (同項第三号に掲げる事) 産 特 定共同事業者 は、 務 第四十二条第一項各号 所 の所在地 の変更については、 (第五 号及び第六号を除く。 第四十五条及び前条第二項 に掲げ

0) 規定に該当するものを除く。) があったときは、三十日以内に、 主務省令で定めるところにより、 その

旨 を第四十一 条第一 項の登録を受けた主務大臣又は都道府県知事に届け 出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県 知 事は、 前 項の 規定による届出を受理したときは、 届出が あった事項を小規模不

動産特定共同事業者登録簿に登録しなければならない。

(廃業等の届出)

該

各号に定

8

る者

は、

三十

自 以

内

に、

主務省

令で定めるところにより、

その旨を第四十一条第

項

の 登

第四 十 八条 小 規模不可 動 産 特 定共同事業者 が 次の各号の , ずれ かに該当することとなった場合に お いく ては

録 を受けた主務大臣又は 都道府県 知 事に 届け出なければならない。

合併により消滅 した場合 消滅した法人を代表する役員であった者

一 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人

 \equiv 合併 及 Ű 破産 手 続開 始 \mathcal{O} 決定 以外 \mathcal{O} 理 由 に より 解散 L た場合 清算人

兀 小 規模 不 動 産 特 定 共 同 事 業を 廃 止 し た場合 外国 法 人に あっ ては、 玉 内に事務所 を有しないこととな

0 た場合を含む。 小規模不動 産 特定共同 事業者であ った法人を代表する役員

2 小 規 模不 動 産特定共同事業者が 前項各号のいずれかに該当することとなったときは、 当該· 小規模不動産

特 定 共同 『事業者に対する第四十一条第一 項 の登 一録は、 その効力を失う。

(小規模不動産特定共同事業者登録簿等の閲覧

第四 十 九条 主 一務大臣 又は 都道 炉府県. 知 事 は、 主務省令で定めるところにより、 第四十二条第二項第一号から

第四 1号ま で に 掲げ る 書類 小 規模 不 動 産 特 定共 同 事 業者 登 録 簿その他 主務省令 で定め る書 類 都 道 府 県 知

事 に あ 0 7 は 主 落 大臣 \mathcal{O} 第 匹 + 条第 項 \mathcal{O} 登録 を受け た 小 規模 不 動 産 特 定 共 同 事 業者 で当 該 都 道 府 県

 \mathcal{O} 区 域 内 に 主 た でる事 務所を有する ŧ 0 に 関するこれらの 書 類を含む。 を 般 \mathcal{O} 閲 覧に 供 L な け れ ば な 5

ない。

第二節 業務

第五 十条 小 規 模不 動 産 特 定共同事業者は、 不動 産特定共同事 業契約の締 結 \mathcal{O} 勧 誘をするに際し、 その 相 手

方に 対 Ļ 当 該 不 動 産 特 定 共同 事 業契約 に基づ き不 動 産 特 定共 同 事 業を営む 者が 小 規 模 不 動 産 特 定共 同 事

業者であることその 他 主 務省令で定め る事 項を告げ なけ れ ば ならな

第三章 (第二十一条の二、第二十二条の二第二項及び第三項 並びに第二十三条第二項及び第三項を除

2

0 第十八条第二 小 規 並 模 び に準 不 動 項 中 産特定共同 用 金融 自己 商 品品 が 事 取引法第三十九条 不動産 業者が行う小規模不動産 特定共 同 事業 (第三項ただし書及び第五項を除く。) 及び第四十条 契約 特定共同事業について準用する。 の当事者となるか、 若しくはその代理人となるか、 この 場合に におい \mathcal{O} 規定は . て、 又

号に は 不 掲 動 産特 げ る契 定 約 共 同 \mathcal{O} 事 種 業契 別 とあ 約 \mathcal{O} 締 る 結 \mathcal{O} は \mathcal{O} 媒介を行う 当 該 不 動 産 か 0 特 別及び当該不 定 共 同 事 業契 約 動 産 \mathcal{O} 特 第二条第三項 定 共同事業契約 第 号 又 \mathcal{O} 第二条第三 は 第二号に 一項各 掲

げ る契 項 \mathcal{O} 認 約 可 \mathcal{O} 種 とあ 別 と る 0 は 第二十二条 「第四 + \mathcal{O} 二第 条 第 項 項 及び \mathcal{O} 登 録 第二十三条第 又は第 匹 十六 条 第 項 中 「第三条第 項 \mathcal{O} 変更登 録」 項 \mathcal{O} と、 許 可 第二十 又 は 第 Ti. 九 条第 条 第

項第一号中 「第二条第三項各号」 とある のは 「第二条第三項第一号又は第二号」と、 第二十六条の三中

あ るのは 第三号事業」とあるのは 「小規模第二号事業を行う者にあっては」と、 「小規模第二号事業」と、 第二十九条中 第三十条第一項中 「第三号事業を行う者にあっては」 「 第 号事業を行う者」 とある لح

0) は 第二条 第六 項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」 と読み替えるものとするほか、 必要な技術

的読替えは、政令で定める。

第三節 監督

指 示

第五 + 条 主務大臣又は 都道府県知 事 は、 その第四十一条第一 項の登録を受けた小規模不動 産 特定共同 事

定 共 同 事業者に対 Ļ 必要な指示をすることができる。

業者

が

次の各号の

()

ずれ

か

に該当するとき、

又はこの法

律

 \mathcal{O}

規定に違

反したときは、

当 該

小規模不動

産

特

業務 に 関 Ļ 事 業 参 加 者 に損 害を与えたとき、 又は 損 害を与えるおそれが大であるとき。

業 務 に 関 Ļ そ \mathcal{O} 公正 を害す る行為をしたとき、 又は そ \mathcal{O} 公正 一を害す る お そ れ が 大であるとき。

三

業務

関

L

他

 \mathcal{O}

法

令

に

違反

小

規

模

不

動

産

特

定

共

同

事

業者とし

て不

-適当で

あ

ると認

 \Diamond

5

れ

るとき。

2 都 道 府 県 知 事 は、 主務 大 臣 又は 他 \mathcal{O} 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 第四 + 条 第 項の 登録を受けた小規模 不 動 産 特 定

共 同 事 業者 で当該 都 道 府 県 \mathcal{O} 区域 内 に お 1 て業務を行うも のが、 当該 都 道 府県 の区域内におけ る業務 12 関

前 項各号の () ず れ か に該当するとき、 又はこの 法律 の規定に違反したときは 当該 小 規 模 不 動 産 特 定

共 同 事 業者 に 対 Ĺ 必 要な 指示をすることができる。

3 都 道 府 県 知 事 は、 前 項 \mathcal{O} 規定に ょ る処分をしたときは 遅滞 なく、 その旨を、 当 該 小 規模 不 動 産 特 定 共

同 事 業 者 が 主 務 大臣 の第四 + 条第 項 \mathcal{O} 登録を受けたも Ō であるときは 主務-大 臣 に · 報 告 当 該 小 規模

不 動 産 特 定共 同 事業者が 他の都道府県知事 O同 項の 登録を受けたものであるときは当該他の都道府県知事

に通知しなければならない。

(業務停止命令)

第五 十二条 主 一務大臣 又は 都道府県 知 事 は、 その 第四 十一 条第一 項の 登録 を受けた小 規 飛模不動: 産 特 定共 同 事

業者 が 次 \mathcal{O} 各 号の 1 ず 'n か に 該当するときは 当 該 小 規模 不 動 産 特 定 共 同 事 事業者に . 対 年 以 内 \mathcal{O} 期 間

を定め て、 そ 0 業 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 停 止 を命ずることができる。

一 前条第一項各号のいずれかに該当するとき。

第四十六条第一 項若しくは第二項、 第四十七 条第一 項、 第五 十条第 項、 同 一条第二項に お **,** \ て準 用 す

る第十五条、 第十六条第一項、 第十七 之 条、 第十八条第二項若しくは第三項、 第十九条から第二十一 条 ま

で、 第二十二条、 第二十二条の二第一項、 第二十三条第一項、 第二十 应 [条第 項若, しく 、は第二 項、 第二

十 五 一条第一 項若しくは第二項、 第二十六条の二から第二十七条まで、 第二十八 条第 項 か 5 第 三項 まで

第二十九 条、 第三十条、 第三十一条第 項若しくは第三十一条の二若 しく は 準 用 金 融 商 品 取 引 法 第三

十九条第一 項若しくは第四十条、 第五 十四 条第 項後段 (同 条第三項に お (1 て準 用する場合を含む。

又は第五十七条にお いて準用する第三十二条の規定に違反したとき。

三 前条第一項又は第二項の規定による指示に従わないとき。

兀 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 規定に基づく主務大臣又は都道 府県知事 の処分に違反したとき。

五 不 動 産 特 定共同 事業に関し、 不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 役員 又は 政令で定め る使用人のうちに、 業務の停止をしようとするとき以前 五 一年 以· 内 に不 動 産特定共

同 事 業 に 関 L 不正 又は 著しく不当な行為をし た者があ るに至ったとき。

2 都 道 府 県 知 事 は、 主務大臣 又は 他 \mathcal{O} 都 道 府 県 知 事 \mathcal{O} 第 兀 + 条 第 項 \mathcal{O} 登録を受け た小 規 模 不 動 産 特定

共 同 事 業者 で当該都 道 府 県の 区域 内 に お いて業務を行うものが、 当該 都 道 府県の 区域内における業務に関

前 項第 号から第五号までのいずれかに該当するときは、 当該 小規模不動産 特定共同事業者に対し、

年 以内 0) 期 間を定めて、 その業務の全部又は 部の停止を命ずることができる。

3 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の取消し)

第五· 十三条 主務大臣又は 都道府県知 事 は、 その第四十一条第一 項の登録を受けた小規模不動 産 特定共同 事

業者 が 次 の各号の 7 ずれ かに該当するときは、 当該小規模不動産特定共同 事業者 0 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録 を取 いり消す

ことができる。

第六条第二号から第四号まで又は第九号から第十一号までの いずれ カン に該当するに至ったとき。

第 匹 + 匹 条第二号又は 第三号 \mathcal{O} ** \ ず れ か に 該当するに至っ たとき。

三 不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けたとき。

兀 前 条第 項 各号 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当し 情 状 が 特 に 重 1 とき、 又は 同 条第 項若 しくは第二項 \mathcal{O} 規定に

る業務の停止の命令に違反したとき。

(業務管理者の解任命令)

第五 + ·四条 主 一務大臣 又は 都道府県 知 事 は、 その第四十一条第一 項の登録を受けた小規模不動 産特定共同 事

業者に係る業務管 理者 (第五 十条第二項に お 7 て準 用する第十七条第一 項 \mathcal{O} 規定 により 置 カン れ た 者を う

以下この 条 に おお 7 て同じ。 が そ O業務 に関 L 不正又は著しく不当な行為をし たときは 当 該 小 規 模 不

動 産 特 定 共 同 事 業者 に対 Ĺ そ \mathcal{O} 解 任 を 命ずることができる。 こ の 場合に お 1 て、 当 該 小 規 模 不 動 産 特 定

同 事 業者 は、 その 命令を受けた日 カゝ . ら 一 年以内にお いてその 命令をした主務 大臣 . 又 は 都道 府 県 知 事 が定

共

ょ

8 る 期 間 内 は その 命令に係る者を業務管理者として選任 して はならな

2 都 道 府県 知 事 は、 主務大臣又は 他 0 都道府県 知 事 の第四 + 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登録を受けた小規模不動 産 性特定

共 同 事 業者 に係る業務管 理者が当該 都道 府県の 区域 内に お 7 7 前 項に規定する行為をしたときは 当 該 小

規 模 不 動 産 特 定共 同 事業者に対 Ļ その 解 任を命ずることができる。

3 第 五. + 条第三 項 \mathcal{O} 規 定及 CK 第 項 後 段 \mathcal{O} 規 定は、 前 項 \mathcal{O} 場 一合に つ **\ 7 潍 用する。

(登録の失効)

第 五. + 五. 条 小 規 模 矛 動 産 特 定共 同]事業者 が 第四 + 条第 項 \mathcal{O} 登録 を受け た後、 第三条第 項 \mathcal{O} 許 可 (第

号 事 業又は 第三号事 業に 保るも 0 に限る。 又は 第九 条第 項 \mathcal{O} 認 可 (第 号事 業又は第三号事業 を行

う旨 の変更に 係るものに限る。) を受けたときは、 その者に係る従前 の主務大臣又は都道府県知 事 \mathcal{O} 第 兀

十一条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第五 十六 条 主 一務大 臣 又 は 都 道 府 県 知 事 は、 第四 + 条第 項 \mathcal{O} 登録 \mathcal{O} 更新 をし な カン 0 たとき、 第四 十五 条

第四 十八条第二 |項若 しくは前条 \mathcal{O} 規定に、 より 第四 十 一 条 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 登 録 が その効 力を失ったとき、 又は第

五. 十三条の規定により同 項 \hat{O} 登録を取り消したときは、 当該 登録を抹消し なけ ればならな

(監督に関する規定の準用)

第五 十七 条 第三十二条、 第三十三条、 第三十八条及び第三十九条の規定は、 小規模不動 産特定共同 事業者

が 行う小規模 不動 産 特定 共 同事業につい て準用する。 この場合にお いて、 第三十二条中 「第三号事業」 لح

あ るのは 小 規模第二号事 · 業 」 と、 第三十三条中 「第三条第 項 \mathcal{O} 許 可 とある \mathcal{O} は 「第四 + 条 第 項

 \mathcal{O} 登 録 と 第三十八条中 「第三十五条第一 項若 しくは第 二項 又は第三十六条」 とあ る \mathcal{O} は 「第五 一十二条

第 項若しくは第二 項又は第五十三条」と読み替えるものとするほ か、 必要な技術的 記読替える は 政 め令で定

める。

附則

(施行期日)

第一条 この 法 律 は、 公布 \mathcal{O} 日から起算し て六月を超えない範囲内におい て政令で定める日から施行する。

ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(許可に関する経過措置)

第二条 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 の際現にこの法律による改 介正前 \mathcal{O} 不 動 産 特定共同事 業法 (以下この条に お いて 旧

法 という。 第三条第 項の規定によりされ てい · る許 可 又は次項の規定によりなお従前 の例によること

とされる旧法第三条第 一項 \mathcal{O} 許 可 で あ Ó て旧法 第二条第四 項第三号に掲げる行為に係る事業 (以下この 項

に お ** \ て 旧 第三号事業」 という。 に係るも のは、 この 法律による改 Ē 後 \mathcal{O} 不 動 産 特 定 共 同 事 業法 以

新 下 法 「新法」 第二条第 という。 匹 項第三号に掲げる 第三条第一 項 行 為に \mathcal{O} 許 · 係 可 であ る事 業を旧 0 て、 新法 第三号事 第四 条第 業に相当す 項 \mathcal{O} るも 規 定 に \mathcal{O} に ょ り、 . 限 る旨 行うことができる \mathcal{O} 条 件 が 付され

ているものとみなす。

2 0) 法律 \mathcal{O} 施行 の 日 (以 下 「施行日」という。)前にされた旧法第三条第一 項の許可 っ の 申 請 であって、

 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際、 許 可をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、

なお従前の例による。

(都道府県知事への通知に関する経過措置)

第三条 新 法第 七十 条 \mathcal{O} 規 定 は、 施 行 日前にされた許可若しくは認可 0 申 請 又は届 出については、 適用

ない。

(監督上の処分に関する経過措置)

第四 条 不動 産 特定共 同 事業者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、 この法律の施行前

に生じた事由については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

別

表

第

不

動

産

特

定

共

同

事

業法

伞

成六.

年法

(律第-

七十七号)

 \mathcal{O}

項

中

「 第

四十

条

の 二

一第

五

項」

を

「第

五

第五 条 地 方 自 治法 (昭 和二十二年法律第六十七号) の — 部 を次のように改正する。

八 条第 五. 項 及 び第六十条」 に、 第 匝 + 凣 条の二二 を 「第四 + 九 条 (第 五 十八 条 第六 項 \mathcal{O} 規 定 に より 読 4

替えて適用する場合を含む。)」に、 主務大臣」を「主務大臣」に改め、 「閲覧に」 の 下 に 第四

+ 九 条の規定により処理することとされているものについては主務大臣 の登録を受けた小規模不動 産 特定

共同事業者に係る同条に規定する書類の閲覧に」を加える。

(金融商品取引法の一部改正)

第六条 金 融 商 品 取 引 法 (昭 和二十三年 法律第二十五号) 0) __ 部を次のように改正する。

第二 条第二 一項第一 五号ハ中 「同条第七項」 を 「同条第九項」 に改める。

(地方税法の一部改正)

第七 文 地 方税 法 (昭 和二十五年法律第二百二十六号)の一 部を次のように改正する。

附 則 第十 条第十三項中 「特例事業者」 を「小 規模不可 動 産 特定 共同 事 業者 (第一号にお いて 小

動 産 特 定共 同 事業者」とい う。 同 · 条 第 九項に規定す る特例事 業者 (以下この 項に お 1 7 特 例 事 業者

とい 又は 同条第十 項に 規 定す る適 格 特 例 投資家限 定 事 業者 で総務省令で定め る ŧ \mathcal{O} (第二号に

お 1 て 「特定 適 格 特 例投 資家 限定事 業者」 という。 に、 「次に掲げ Ś を 次 0 各号に 撂 げ る者 \mathcal{O} 区

改正する法律(平成二十九年法律第 号)

分に応じ当該

各号に定め

る

に、

平

成三十一年三月三十一日まで」

を

示

動

産

特定

共

同

事

業

法

 \mathcal{O}

部

を

日ま

で

 \mathcal{O}

間

に改

号)の施行の日から平成三十一年三月三十一

め、同項各号を次のように改める。

小 規 模 不動 産 特定 共 同 事業者 及び 特例事業者 (不動 産特定共同 ||事業法第二十二条の二第三項に規定

す る小 規 模 特 例 事 業者 (次号に お į١ て 小小 規模 特例 事 業者」 という。 に限る。 次に掲げ る不 動

産

イ 昭 和 五. 十七年一 月一 日前 に新築された家屋のうち、 政令で定める用途に供する家屋とするために

増築、 改築、 修 繕又は模様替をすることが必要なもの

口 イに 掲げる家屋の敷地 の用に供されてい 、る土地

特例事業者 (小規模特例事業者を除く。) 及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

イ 建替え (建替えが 必要な家屋として政令で定める もの 0 当該 建替えに限 .. る。) その 他 総 務省令 で

定める行為に より 家屋 (都 市 機能 \mathcal{O} 向 上 に資する家屋として政令で定めるも Oに 限 る。 以下この 項

12 お 1 7 「特定家屋」 とい う。 \mathcal{O} 新築をする場合にお 1 て、 当 該 特定家屋 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 用 に 供するこ

ととされてい る土 地

口

イ

に

ハ

掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として政令で定めるも

イに 掲げる土地 の上に新築される特定家屋

= 特定家屋とするために増築、 改築、 修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定める

Ł \mathcal{O}

ホ = に 掲 げげ つる家屋 \mathcal{O} 敷 地 \mathcal{O} 用 に供されている土地

地方税法 .. の 一 部改正 に伴う経過措置

Ō

第八 条 前 条 \mathcal{O} 規定による改 É 一後 \mathcal{O} 地 方税 法附 則 第十一条第十三 項 0) 規 定 は 施 行 日 以 後 \mathcal{O} 不 動 産 \mathcal{O} 取 得に

対 7 課 すべ き不 動 産取 得税に 0 1 て適 用 Ļ 施行日 前 \mathcal{O} 不 動 產 \mathcal{O} 取 得に対 し て課 す る不 . 動 産 取 得税 に 0

いては、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第九 条 宅 地 建 物 取 引 業 法 (昭 和二十 七 年法律第 百七十六号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} ように改正する。

第七 + 七 条 の 三 第 項 中 第二条第七 項」 を 「第二条第 九 項」 に 改 δ $\dot{\tilde{z}}_{\circ}$

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録 免 許 税 法 (昭 和 匹 十二年法律第三十 五号) *(*) 部 を次のように 改正 止する。

別 表 第 第 百 五十号中 「又は業務 の種 別 を 若 しくは 不動 産 特 定 共 同 事 業 \mathcal{O} 種 別 に 改 め、 $\overline{\mathcal{O}}$ 変更

 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 下 に 乊 は 小 規 模不動 産 特定 共, 同 事 業 \mathcal{O} 登 録 若 しく は 小規 模 不 動 産 特 定 共 同 事 業 \mathcal{O} 種 别 \mathcal{O} 変 更

 \mathcal{O} 登 録」 を加 え、 同 | 号(二) 中 業 務 \mathcal{O} 種 別 を 不不 動 産特 定 共 同 事 業 \mathcal{O} 種 別 に改 め、 同 号に 次 0 ように 加

える。

 $(\overline{\underline{}})$ 不 動 産 特 定 共 同 事業法第四 干 条第 項 (小規模不 動 産 特 定 登 録 件 数 件につき十五

万

(四) 六号 定共 共 に 定により主務大臣がする変更の登録 · 係 不動 同 同 事 るも **登** 産 事業の登録 業 O録 特定共同事業法第四十六条第一項 の登録) \mathcal{O} に限る。 申 請) の規定により主務大臣がする小規模不動 (更新の登録を除く。 \mathcal{O} 小 規模不動 産 特定共 (同法第四十二条第一 同 (変更の登録) 事 業 \mathcal{O} 種 別 \mathcal{O} 項第 の 規 産 増 加 特 登録件数 円 件につき三万円

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一条 暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) の一部を次のよう

に改正する。

表第四十二号中「第七章」を「第十章」に改める。

別

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第十二条 資産 の流 動 化 に関 はする法語 律 (平成十年 法律第百 五号) の — 部を次のように改正する。

第二百三条及び第二百八十四条第二項中 「第八号」を「第十二号」に改める。

組 織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

組 織 的 な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号) の 一 部

を次のように改正する。

別表第六十一号中 「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十四条 犯罪 による収 益 $\overline{\mathcal{O}}$)移転防· 止 に関する法律 (平成十九年法律第二十二号) の一部を次のように改正

する。

第二条第二項第二十六号中 「又は同条第七項に規定する特例事業者」を \neg 同条第七項に規定する小規

模不動産特定共同事業者、 同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家

限定事業者」に改める。

第二十二条第一項第八号中 「第四十九条第一項」 を 「第七十三条第一項」 に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を

含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 新法 の施行の の状況について検討を加え

必 要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

不

動

産特定共

同事

業

の活

用

の 一

層

 \mathcal{O}

推進を図るため、

小規

模不動産特定共同事業

 \mathcal{O}

登録制度

の創設、

特

例

事 業に係る る事業 参加 者 \mathcal{O} 範 囲 \mathcal{O} 拡 大、 適格特例投資家限定事業の 届出 制 度の 創設等 \mathcal{O} 措置を講ずる必要が あ

る。これが、この法律案を提出する理由である。